

10月1日から、夕焼け小焼けのチャイムを午後4時30分に変更します(防災課)

令和5年度

入園・入学・入所のご案内

保育施設

しおりと案内の配布

令和5年4月から市内の保育施設に入所を希望する方に「保育施設利用申し込みのしおり」と「育児休業明け入園予約のご案内」を、9月26日(月)から配布します(市ホームページからダウンロードも可)。



▼**配布場所** 保育課(市役所1階22番窓口)、市内認可保育園窓口サービスセンター、子ども家庭支援センター(子ども未来センター1階)、東部・西部・富士見連絡所

▼**対象者** 仕事や病気などで、日中ご家庭で就学前のお子さんを保育できない方 ▼**受付期間** 11月1日(火)～21日(月)(土曜・日曜日、祝日を除く。ただし、11月5日(土)・12日(土)・20日(日)は休日受付を開設) ▼**受付場所** しおりを参照

▼**育児休業明け入園予約制度** 育児休業明け入園予約制度は、お子さんの1歳の誕生日の前日以降も法律に基づく育児休業を取得し、復職にあわせて年度途中からの入園を希望する場合に、保育園の入園をあらかじめ確保しておくことで、安心して育児休業を取得していただくためのものです。実施園は次のとおり

▼私立西国立保育園分園(羽衣町1-21-11) ▼私立たかのみち保育園さいわい分園(幸町5-11-14) ▼私立たかのみち保育園さかえ分園(栄町6-13-1) くわしくは9月26日(月)から配布する案内(上記参照)をご覧ください。

町1-21-11) ▼私立たかのみち保育園さいわい分園(幸町5-11-14) ▼私立たかのみち保育園さかえ分園(栄町6-13-1) くわしくは9月26日(月)から配布する案内(上記参照)をご覧ください。

小学校

就学時健康診断

令和5年4月から小学校へ入学するお子さんを対象に、就学時健康診断を10月19日(水)～11月30日(水)に順次各校で行います。くわしくは市ホームページをご覧ください。対象の方には通知書と保健調査票などを10月上旬に送付します。当日は保護者が付き添いの上、指定された学校の会場へお越しください。通知書が届かない場合や、指定日に会場へ行けない場合はご連絡ください。



持保健調査票、就学時健康診断票、「黄色い帽子」の調査票、母子手帳、筆記用具、上履き(お子さんと保護者の分)、靴を入れる袋

学童保育所

学童保育所とは

放課後に帰宅しても、保護者が仕事等で適切に保育できない



家庭の児童を安全に保育する施設です。介助が必要なお子さんの保育はご相談ください。

●**保育時間** ▼通常保育 下校時(土曜日、学校休業日は午前8時)～午後6時 ▼延長保育 午後6時～7時

●**費用** 行事によって別途参加費が必要な場合があります ▼通常保育 月4000円(第2子から月2500円) ▼延長保育 通常保育料に月2000円加算(日額500円で一時利用可)

▼**間食費** 月2000円

●**入所申請** 学童保育所に令和5年4月から入所を希望する方の申請を受け付けます(郵送不可)。すでに入所している方も申請が必要です。申請方法等くわしくは、「入所申請のご案内」または市ホームページをご覧ください。

●**「入所申請のご案内」の配布** 10月11日(火)から、各学童保育所、子ども育成課(市役所1階23番窓口)で配布します(市ホームページからダウンロードも可)。

●**受付期間** 11月9日(水)～24日(木)

●**受付場所** 各学童保育所(日曜日、祝日を除く)、子ども育成課(土曜・日曜日、祝日を除く。ただし、11月12日(土)・20日(日)は臨時受付を開設)

●**園子ども育成課学童保育所係** 内線1300

後期高齢者医療制度 被保険者証を郵送

現在発行されている被保険者証(藤色)の有効期限は、9月30日(金)です。10月1日(土)から使用できる新しい被保険者証(水色)を9月中旬～下旬に簡易書留で郵送します。期限が切れた古い被保険者証は裁断して処分してください。

●**自己負担の割合が変わります** 10月1日(土)から、医療機関等の窓口で支払う医療費の自己負担割合の区分が変わります。現行の「1割」と「3割」に、新たに「2割」の区分が追加されます。

これにより、自己負担割合が「1割」の方のうち、次のすべてを満たす方の自己負担割合が「2割」に変わります ▼世帯に課税所得(※1)が28万円以上となる被保険者がいる ▼年金収入とその他の合計所得(※2)の合計が200万円(被保険者が2人以上の世帯の場合は320万円)以上ある

※1 課税所得とは、前年の収入から各種所得控除を引いたもので、住民税納税通知書の「課税標準」の額です。

※2 その他の合計所得とは、事業収入や給与収入等から必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

●**2割負担となる方には負担軽減(配慮措置)があります** 自己負担割合が「2割」となる方の急激な負担増を抑えるため、令和4年10月1日からの3年間、外来医療の負担増加額の上限が

1か月当たり最大3000円までとなります。上限額を超えて支払った金額は高額療養費として支給(払い戻し)されます。

●**介護・障害福祉サービス事業者を支援します** コロナ禍における原油価格・光熱費等の物価高騰により負担が増加している介護サービス事業者または障害福祉サービス事業者に対し、事業の継続を支援するため給付金を支給します。くわしくは対象事業者(法人)へ郵送した案内、または市ホームページをご覧ください。

●**介護保険課** 内線1442、●**障害福祉課** 内線1520

●**交通事業者を支援します** 市民の皆さんの日常生活における移動手段を維持するため、原油価格や物価高騰により著しい影響を受けている地域公共交通事業者を支援します

住居表示台帳を現況にあわせて修正・整理し、正しい住居表示番号を付けるため、該当地域で住宅の外観調査を行います。なお、調査員は市の腕章を着用し、市発行の身分証明書を携帯しています。

●**住居表示実態調査にご協力ください** 住居表示台帳を現況にあわせて修正・整理し、正しい住居表示番号を付けるため、該当地域で住宅の外観調査を行います。なお、調査員は市の腕章を着用し、市発行の身分証明書を携帯しています。

●**交通安全対策課** 内線2280

●**見守りホットラインにご連絡を!** コール おお通報 ☎042(506)0024

●**安否確認の通報** 通年24時間 ●**支援等の相談** 土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く、午前8時30分～午後5時15分

市は、支援を必要とする家庭が地域から孤立することや、孤立死等を防止するため、専用電話「見守りホットライン」を開設しています。令和2年度と令和3年度の通報件数は下表のとおりです。

受付場所	令和2年度	令和3年度
見守りホットライン	17	17
市役所代表電話等	39	54
合計	56	71

☎福祉総務課・内線1492

